

訴 状

2024年3月29日

奈良地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐 藤 真 理

弁護士 清 家 康 男

弁護士 大 河 原 壽 貴

弁護士 諸 富 健

弁護士 愛 須 勝 也

弁護士 毛 利 崇

弁護士 八 木 和 也

弁護士 佐 藤 博 文

弁護士 小 野 寺 義 象

弁護士 岸 松 江

弁護士 種 田 和 敏

弁護士 中 谷 雄 二

弁護士 井 下 顕

当事者の表示 別紙当事者目録のとおり

自衛隊名簿提供違憲訴訟

訴訟物の価額 110万円

ちょう用印紙額 11,000円

<目次>

第1章 請求の趣旨	4
第2章 請求原因	4
第1 当事者	4
第2 事実経緯	4
第3 問題の所在	7
第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用	9
1 新規学校卒業者に対する職業紹介の意義とルール	9
2 高校卒業予定者に対する求人活動の規制	10
3 求人ルールの自衛隊への適用とその実態	11
第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性	12
1 「自衛官」及び「自衛官候補生」の意味	12
2 自衛官＝兵士の職務の本質は「賭命義務」	13
3 自衛官の「公務労働」の内容と国民の認知度	14
4 自衛隊は違憲の存在であることが疑われてきた存在	14
5 安保3文書により自衛隊は今や明白な違憲状態	17
第6 違法性	17
1 プライバシー権の内容	17
2 被告奈良市による個人情報提供の違法性	20
3 被告国による個人情報取得・保有・利用の違法性	28
4 被告奈良市と被告国の共同不法行為	29
第7 権利侵害	29
第8 損害	30
1 慰謝料	30
2 弁護士費用	30
第9 結語	30

第1章 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、連帯して、金110万円及びこれに対する2023年1月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え
 - 2 訴訟費用は被告らの負担とする
- との判決並びに第1項につき仮執行の宣言を求める。

第2章 請求原因

第1 当事者

- 1 原告は、奈良市在住の18歳である。被告奈良市と被告国の機関である自衛隊の奈良地方協力本部(以下「自衛隊奈良地本」という。)が、後述する名簿提供の覚書を締結し、それに基づいて被告奈良市が自衛隊奈良地本に対して名簿を提供した時点、及び原告に募集案内の郵便はがきが配達された時点では、未成年の17歳であった。
- 2 被告奈良市は、被告国の機関である自衛隊奈良地本に対し、原告を含む出生の年月日が2001年4月2日から2002年4月1日及び2005年4月2日から2006年4月1日までの間の者(以下「募集対象者」という。)の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の情報(以下「個人4情報」という。)に関する資料を提供した地方公共団体である。
- 3 被告国は、その機関である自衛隊奈良地本を通じて、被告奈良市から原告を含む募集対象者の個人4情報に関する資料の提供を受けたものである。

第2 事実経緯

- 1 自衛隊は、1967年当時から、住民基本台帳を基礎に自衛隊員募集にあたっての適格者名簿を作成しており、国会で議論となっていた(甲1)。なお、当時は住民基本台帳は誰でも自由に閲覧が可能であった。

- 2 その後、プライバシーの意識の高まりなどを受け、2006年に住民基本台帳法が改正されて原則非公開となり、例外的に同法11条1項で、国又は地方公共団体の機関が「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に個人4情報に係る部分の写しを「閲覧」することのみ可能とする規定が置かれた。
- 3 上記改正を経て、被告奈良市においても、自衛隊奈良地本に対して、募集事務のために個人4情報の「閲覧」のみ応じるようになり、自衛隊奈良地本の職員が「閲覧」し書き写す方法により、当該情報を収集していた。
- 4 しかるに、安倍晋三総理大臣(当時)は、2019年1月30日衆議院本会議にて、自衛隊員募集について、「防衛大臣からの要請にもかかわらず、全体の六割以上の自治体から、自衛隊員募集に必要となる所要の協力が得られていません。」などと発言した。
- 5 これを受けて被告国は、2020年12月18日、「令和2年の地方からの提案等に関する対応方針」を閣議決定した(甲2)。この中で、「自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要な資料の提出を防衛大臣から求められた場合(自衛隊法97条1項及び同法施行令120条)については、市区町村長が住民基本台帳の一部の写しを提出することが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和2年度中に通知する。」と記されていた。
- 6 この閣議決定を受けて、2021年2月5日、被告国は、防衛省人事教育局人材育成課長と総務省自治行政局住民制度課長の連名で、都道府県市区町村担当部長宛に、「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について(通知)」を発出した(甲3)。

この中で、募集対象者の個人4情報の提供について、以下のとおり記されている。

- 「1 自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報(氏名、住所、生年月日及び性別をいう。)に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長の行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自

衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること。

2 上記の規定の募集に関し必要な資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないこと。」

7 2022年12月8日、自衛隊奈良地方協力本部長は、奈良市長に対し、募集対象者の個人4情報に関する資料についての紙媒体又は電子媒体での提出を依頼した(甲4)。なお、被告奈良市は、これに先立って2022年7月、自衛隊への情報提供を望まない者の手続きとして除外申請制度を導入しており、同年10月1日より情報提供除外申請書(甲5)の受付を開始した(甲6)。

8 2023年1月30日、被告奈良市と自衛隊奈良地本は、「奈良市自衛官等募集に係る住民基本台帳の一部の写しの提供に関する覚書」を締結し(以下「本件覚書締結」という。)、募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することとした(甲7)。

9 2023年2月、被告奈良市は、自衛隊奈良地本に対し、原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供した(以下「本件名簿提供」という。)。募集対象者の人数は、出生の年月日が2001年4月2日から2002年4月1日までが3,426人、2005年4月2日から2006年4月1日までが2,993人であった(甲8)。募集対象者のうち、出生の年月日が2005年4月2日から2006年4月1日までの者は、この時点ですべて未成年であった。

10 2023年7月上旬、原告の元に、自衛隊奈良地本からの郵便はがきが配達された。このはがきには、「今年度高等学校をご卒業予定の皆さまへ」と題して、「この度は、18歳を迎えられ、高校等卒業後の進路を検討されている方及び保護者様に自衛官等の募集・採用について御案内させていただきたく、お手紙を差し上げました。」などと記載されている(甲9の1,2)。この時点で、原告は未成年であった。

なお、新規高等学校卒業予定者について、ハローワークによる求人申込書の受付開始日は2023年6月1日、企業による学校への求人申込及び学校訪問開始日

は同年7月1日であった(甲10)。

第3 問題の所在

プライバシー権は、現代においては「個人の尊厳」の根幹をなす極めて重要な権利であり、かかる権利が憲法第13条によって保障される基本的人権であることに異論を差し挟む学説は存在しない。

特にデジタル化が急速に進む現代社会においては、人が「個人」として存在し、「個人」として自己決定し、「個人」として生きていくためには、自らの個人情報を、誰に、どの範囲で開示するのかについて、決定する権利が極めて重要である(自己情報コントロール権)。

後述する判例法理においても、最高裁判所もまた、広く住所、氏名、生年月日なども含めた個人情報を、「第三者にみだりに公開されない自由」として、認めているところである。

したがって、行政機関等が個人情報を保有できるのは「法令の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合」で、かつ「利用目的をできる限り特定」する場合に限定されるし(個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)第61条第1項)、本人から直接書面で個人情報を取得する場合には、利用目的を明示する義務を負う(同法第62条第1項)。

そして、行政機関の長等が偽りその他不正の手段で個人情報を取得することは禁止され(同法第64条)、また、原則として、利用目的以外の目的のために個人情報を利用したり、提供したりしてはならない(同法第69条第1項)とされているのである。

しかるに、本件では、上述のとおり、住民基本台帳法の規定を無視し、被告奈良市が、違法にも、原告ら本人に無断で、目的外に個人情報を提供しているのであるが、とりわけ、以下の点で、極めて重大な問題を孕んでいる。

①まず、個人情報をも目的外に第三者提供されたもののうち原告らを含む上述の2,993人は、自律的判断が十分できず、要保護性の高い未成年者であったという点である。

②次に、本件での個人情報の提供は、人生にとって極めて重要な意味を持つ職業選択に関わる就職勧誘目的であったという点である。後述のとおり、特に高校生に対する就職勧誘活動は厳格な規制をかけ、保護されているにもかかわらず、この点の配慮が全くなされないままに行われたという点である。

③さらに、提供先が自衛隊であったという点である。発足当初からその合憲性が議論されてきた自衛隊の実態は市民には覆い隠されているが、実際には、極めて特殊な組織である。その点の説明も一切ないままに個人情報が提供されたという点である。

④にもかかわらず、本人はもとより、親権者に対してすらも、何らの通知もなく、目的を示した上での同意を取る手続もとられず、個人情報が提供されたという点である。

⑤しかも被告奈良市は、何らの法的根拠もないままに以上の①～④を乗り越え、個人情報を提供したということである。

以下では、まずもって、高校卒業予定者への職業紹介の一環として個人情報を提供することの意味及び「自衛官又は自衛官候補生」の募集として個人情報を提供することの意味を概観したうえで、被告奈良市の提供行為及び被告国の取得、保有、利用行為の違法性を論証し、権利侵害の内容を確認の上、被告らの責任を明確にすることとする。

第4 高校卒業予定者に対する職業紹介の規制と自衛隊への適用

1 新規学校卒業者に対する職業紹介の意義とルール

職業紹介活動を法的に規制するのは職業安定法であり、その監督及び実施機関は公共職業安定所(ハローワーク)である。

厚生労働省は、新規学校卒業者に対する職業紹介の意義について次のように説明している(下線は原告代理人)。

「新規学校卒業者の就職は、その将来を左右する重要な問題であり、学校における教育や、家庭、地域社会における社会的啓蒙の過程において十分な配慮が必要である。また、その職業紹介にあたっては、新規学校卒業者が職業に対する知識経験の乏しい事から、新規学校卒業者に対し適性と能力に応じた職業選択ができるよう職業指導を計画的に行う必要がある」(旧労働省職業安定局「職業行政安定手引」(平5. 2. 6)抜すい)『新規学校卒業者の職業紹介(参考資料)』／甲11の3枚目。自衛隊の通達に添付された資料)。

そのうえで、職業安定法第27条第1項は、公共職業安定所長が、学生生徒等の職業紹介を円滑に行うために必要があると認めるときは学校長の同意を得て、又は学校長の要請により、学校長に公共職業安定所の業務の一部を分担させることができるとしている(下線は原告代理人)。

また、職業安定法第33条の2第1項各号に掲げる施設(以下「学校等」という。)の学生、生徒等(以下「学校卒業見込者等」という。)の職業紹介については、学校等の職業教育の延長としてこれを行うことにより学校卒業見込者等が受けた職業教育を有効に活用した職業に就くことが可能となることから、学校卒業見込者等の職業適性を十分把握している学校等が職業安定機関の指導・援助を受けながら自らの事業として職業紹介を行うことがより実態に即するものとして、同項の規定により、厚生労働大臣に届け出ることにより無料職業紹介事業を行うことができるものとされている(厚生労働省人材開発統括官「学校等の行う無料職業紹介事業関係業務取扱要領」令和4年10月の1頁目／甲12。下線は原告代理人)。

2 高校卒業予定者に対する求人活動の規制

厚生労働省(旧労働省)は、求人者の求職活動が無秩序に行われることに対して、「学校教育上支障を及ぼすとともに、新規学校卒業者の適正な職業選択を阻害する要因ともなるので、職業安定機関は、新規学校卒業者を対象とする求人活動については、関係各機関との連けいを図りつつ公正かつ適正な活動が行われるよう必要な指導規制を行うものとする。」として、次の基本方針を定めている(抜粋)。

「(1)家庭訪問の禁止

求人者又はその委託を受けた者が直接家庭訪問し、新規学校卒業者を対象とする求人活動を行うことは、これを禁止するものとする。

(3)学校訪問についての指導

求人者又はその委託を受けた者が行う求人活動としての学校訪問については、中学校にあっては職業指導上必要と認められる場合以外はこれを規制する方針で進めるとともに、高等学校についても、地域、学校の実情により必要に応じてこれを指導するものとし、具体的には都道府県段階で関係各機関と協議のうえ、その内容を決定するものとする。

(5)文書募集に対する指導

求人者が新規中学校、高校卒業者を対象として、新聞広告等による文書募集を行うことについては、新規学校卒業者が、職業生活に対する知識、職業選択に対する判断力等に乏しいため、職業につくにあたっては特別の指導を加える必要があることから、年間を通じてこれを行わないよう求人者に対して強力に指導するものとする。」(以上、甲11の4枚目)

以上のとおり、高校卒業予定者に対する求人活動について、社会的に未成熟・未経験な生徒に対する保護、援助という教育的観点から、生徒の家庭に訪問しないこと(前記(1))、職業紹介は学校を介して適切な方法で行われ、直接勧誘する行為は認められないこと(前記(3))、生徒に対する直接勧誘を禁止するだけでなく新聞等による募集広告も年間を通じた活動は禁止すること(前記(5))などが定め

られている。

これを、生徒と保護者の側からすると、高校卒業予定者への求人活動は学校を通じて教育的かつ公正になされるものであって、生徒の意思に反したり、保護者も全く関知できないところで、求人者から直接勧誘にさらされることはないと認識し信頼しているといえる(以上について、教育委員会が分かりやすくフローチャートにしてインターネットで公開しているのが甲13)。

3 求人ルールの自衛隊への適用とその実態

前記1及び2で述べた新規学校卒業者に対する求人活動規制は、自衛官の募集については職業安定法の適用が除外されている。

しかし、生徒に対する教育的配慮や公正な求人ルールの必要性は、求人者が民間企業であろうと、一般官庁であろうと、自衛隊であろうと変わることはない。そのため、文科省と厚労省(旧文部省・労働省)は、防衛省(旧防衛庁)に対して、次の内容を申し入れ、防衛省(旧防衛庁)はこれを通達として周知している(一例として、1982年4月8日「文部省職業教育課長・労働省業務指導課長の防衛庁人事第2課長への口頭申入れ(要旨)『高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集について』」／甲11の1枚目。下線は原告代理人)。

「文部・労働両省においては、かねてから高等学校新規卒業者の就職に関し、民間事業所等に対して、募集・選考開始の期日を厳守することをはじめ、家庭訪問を行わないなど、秩序ある求人活動が行われるよう指導を行ってきているところである。

自衛官の募集については、防衛庁が自衛隊法に基づいて行えることになっているが、文部・労働両省としては、高等学校新規卒業者に係る自衛官の募集についても、教育的観点から民間事業所と同様に、所定の時期に学校を通じて学校の協力の下に行われることが適当と考えるので、募集活動について行き過ぎないよう特段の理解と協力を願いたい。

なお、文部・労働両省は高等学校において自衛官の募集についても、民間事

業所等と同様公平に取り扱うよう、今後とも都道府県教育委員会等の関係機関
に対して指導の徹底を努めていきたい。」

ところが、本件では、学校を通すことなく、保護者を介することもなく、直接未成年の高校生に勧誘文書を送りつけたものである。また、自衛隊は、直接高校生に面談して勧誘することを否定しておらず、他県では制服の自衛隊員が生徒宅を訪れている報道もある(北海道新聞2023年6月5日／甲14)。

本件は、本人も保護者も知らない間に、本人の名簿が自衛隊に提供され、直接勧誘されたものである。

第5 自衛官の本質及び自衛隊の違憲性

1 「自衛官」及び「自衛官候補生」の意味

自衛隊に所属する者は全員「自衛隊員」であり、その中で階級を持ち、国際法において正規軍の兵士として扱われる者を「自衛官」という。他に防衛事務官、技官などがある。

「自衛官候補生」は、自衛隊員に採用後に任命され、自衛官となるために必要な基礎的教育訓練に専念し、自衛官候補生として所要の教育を経て 3 ヶ月後に 2 等陸・海・空士(任期制自衛官)に任官する者である。

従って、自衛隊は軍隊であり、自衛官は兵士である。

専守防衛の自衛隊は憲法第9条第2項の「戦力」に該当しないという憲法解釈をとる政府も、「国際法上、軍隊とは、一般的に、武力紛争に際して武力を行使することを任務とする国家の組織」としたうえで、自衛隊を「我が国を防衛することを主たる任務とし憲法第9条の下で許される『武力の行使』の要件に該当する場合の自衛の措置としての『武力の行使』を行う組織であることから、国際法上、一般的には、軍隊として取り扱われるものと考えられる。」として、自衛隊が軍隊であり、自衛官が兵士であることを認めている(2015年4月3日提出の衆議院答弁本文情報／甲15)。

2 自衛官＝兵士の職務の本質は「賭命義務」

武力を行使する兵士には、「賭命義務」が課される。公務員の職務の中には、その職務を遂行するうえで生命の危殆に直面しうるものがあるが、自衛官には「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務がある。

すなわち、自衛隊法第52条は、服務の本旨として、隊員に「事に臨んでは危険を顧みず、身をもつて責務の完遂に努め」ることを求め、「服務の宣誓」（同法第53条）を行なわせている。これにより軍隊（国家）は、特定の個人に対して自己の生命を国家のために犠牲にするよう命じることができる。

これは、警察官の職務が、犯人を確保し法の裁きを受けさせ、社会秩序を守ることにあり、正当防衛の範囲で武器の使用が認められるにすぎず、仮に凶悪犯でも殺傷してはならず、自分の命を犠牲にする義務はないことと比較すると、軍隊の「賭命義務」の意味をよく理解することができる。

このような自衛官の職務に対して、国家の存立は人権保障の目的に仕えるものなのだから、死刑が国家による人権制約の究極であるならば、犯罪の嫌疑すらない個人に対して賭命義務を課して殺傷を命ずることなど許されるのかという疑問は当然に生まれる（辻村みよ子『憲法＜第6版＞』270頁ほか、憲法学者はもとより広く市民が有する認識）。

現に、自衛隊が創設される前の最高裁判決（昭和23年3月12日）は、「命は尊貴である。一人の生命は、全地球よりも重い。」と判示している。この論旨に拠るならば、犯罪の嫌疑すらない個人に国家が「全地球」より重いことを命ずることなど出来るはずがないことになる。

これは、憲法第13条の具体化と解することができる。すなわち、憲法第13条の「個人の尊重」が、日本国憲法の最も重要な根本原理であるところ、憲法第9条第2項の「戦力の不保持」には、兵器だけでなく、兵士が含まれ、殺し・殺されるような国民やその危険や不安にさらされる国民を作らないという趣旨が憲法第13条に含まれると解されるのである。

3 自衛官の「公務労働」の内容と国民の認知度

自衛官は、入隊直後から、相手をせん滅(殺傷)し「賭命義務」を遂行する兵士養成の厳しい教育訓練が始まる。

自衛隊員は、上命下服の絶対的な規律の下で勤務生活を送る。軍隊の規律は軍紀と呼ばれ、「サービスハンドブック(幹部隊員用・サービス参考資料)」(甲16)は次のように説明する。

「自衛隊はその規律の基礎を戦闘におく。戦闘の目的は、敵に勝ち味方を守ることにある。したがって規律は最も厳正であることを要し、非常危急の際にこそ役立つものでなければならぬ。厳正な規律によつてのみ、部隊はその行動において正しく、速く、強く、ことに臨んで確実に目的を達することができる。規律は部隊の生命である」(9頁)。

「自衛隊の規律の特性で一番重要な点は、規律の基礎が戦闘にあるということである。戦闘の規律から発して、すべて平時の規律が作られていることが、一般の社会の規律とは異なっている。」(13頁)

こうして「自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する」(6頁)とされる。

しかし、このような自衛官という職業の特質を多くの国民は理解していない。また、戦闘の規律と平時の規律を同一化していることや、24時間サービスし所定労働時間の内外という観念がないこと、「積極的な服従の習性」を育成する指導理念など、民間企業や一般官庁とは全く違う勤務条件であることも多くの国民は知らない。ましてや未成年者や学生はなおさらである。

4 自衛隊は違憲の存在であることが疑われてきた存在

なぜ軍隊としての自衛隊の実態が知られていないかというと、自衛隊の存在自体が憲法第9条第2項で不保持を定めた戦力＝軍隊である否か、すなわち憲法適合性について長年にわたって争われ、とりわけ軍隊性を否定する政府や自衛隊がその実態を隠したり過少に見せてきたため、リアルな実態が国民に可視化されず、国民の共通認識になってこなかったからである。

(1) 自衛隊違憲論の経緯

憲法第9条の解釈については、1946年に開かれた第90帝国議会衆議院帝国憲法改正案特別委員会において、当時の吉田茂首相が「自衛権の発動としての戦争も、また交戦権も抛棄したものであります。」と答弁しているように、いわゆる個別的自衛権の行使も許されないというのが、憲法制定時の政府の解釈であった。この解釈は、憲法第9条の文言解釈として最も素直な解釈であり、現在の憲法学界においても有力な考え方である。この解釈によれば、議論の余地なく、自衛隊は違憲の組織である。

しかるに、1950年6月の朝鮮戦争を契機としてマッカーサー指令によって自衛隊の前身である警察予備隊が設立され、その後、1952年、警察の文言を外し保安隊に改称、1954年、防衛二法の公布（自衛隊創設）、1992年、PKO協力法成立（初の自衛隊海外派兵）、1999年、周辺事態法成立、2001年、テロ対策特措法成立、2003年イラク人道復興支援特措法成立と次々とその規模と活動の範囲を拡大させてきた。そして、今では世界第5位あるいは第7位とも言われるほどの軍事力を有する組織となっている。

このような自衛隊の活動範囲の拡大のたびに、戦争放棄、戦力の不保持、交戦権の否認を宣言した憲法第9条との整合性が問題となり、自衛隊の違憲性が問われてきた。これに対し歴代政府は、

- ① 警察予備隊であって軍隊ではない。
- ② 近代戦争を遂行する能力を有していないから憲法が禁ずる戦力にあたらない。
- ③ 必要最小限度の実力組織であり憲法上許される。
- ④ 専守防衛、すなわち国内においてのみ活動し海外に派兵しないから憲法違反でない。
- ⑤ 国連決議の下に海外に出ていくのであるから憲法違反ではない。

等々、その場限りの苦しい説明を繰り返してきた。

後述の集団的自衛権の解禁にいたる以前にも、制定当時の憲法第9条の解釈論をねじ曲げて、政府が苦しい言い訳を繰り返さなければならないほど、自衛隊には常に違憲の疑いがかけられてきたのである。

(2) 新安保法制法による集団的自衛権の解禁

政府は、このような苦しい言い訳をしつつも、自衛隊による実力の行使は、日本の領域への侵害の排除に限定して初めて憲法第9条の下でも許され、その限りで自衛隊は「戦力」に該当せず、「交戦権」を行使するものでもないとしてきた。それ故にまた、他国に対する武力攻撃を実力で阻止するものとしての集団的自衛権の行使は、これを超えるものとして憲法第9条に反して許されないとされてきた。この集団的自衛権の行使の禁止という解釈は、1954年の自衛隊創設以来積み上げられてきた、一貫した政府の憲法第9条解釈の基本原則であり、内閣法制局及び歴代の総理大臣の国会答弁や政府答弁書等において繰り返し表明されてきた。

ところが、政府は、2014年7月1日、上記のこれまでの確立した憲法第9条の解釈を覆し、集団的自衛権の行使を容認することなどを内容とする閣議決定(26・7閣議決定)を行い、これを実施するための法律を制定するものとした。そして、2015年9月19日、国会は、自衛隊法をはじめとする10本の法律の改正法案である平和安全法整備法案及び新法制定法案である国際平和支援法案を可決し、これらの法案は法律として成立した(これらの可決成立した法律を総称して「新安保法制法」という)。新安保法制法による改正自衛隊法第76条第1項及び事態対処法第2条第4号等に、26・7閣議決定によって容認された新たな武力行使3要件に基づく「防衛出動」との位置づけにより、この集団的自衛権の行使の内容、手続が定められるに至った。

しかし、この集団的自衛権の行使の容認は、いかに「自衛のための措置」と説明されようとも、憲法第9条によって個別的自衛権も禁じられているという解釈はもとより、政府の憲法解釈として定着し、現実的規範となってきた憲法第

9条の解釈の核心部分、すなわち、自衛権の発動は日本に対する直接の武力攻撃が発生した場合にのみ、これを日本の領域から排除するための必要最小限度の実力の行使に限って許されとの解釈を真っ向から否定するものである。それは、他国に対する武力攻撃が発生した場合に自衛隊が海外にまで出動して戦争をすることを認めることであり、その場合に自衛隊が、上述した憲法第9条が保持を禁ずる「戦力」であることを否定し得ず、交戦権の否認にも抵触するものである。

5 安保3文書により自衛隊は今や明白な違憲状態

前述したとおり、集団的自衛権の解禁によって、自衛隊は一見明白に憲法第9条に違反する存在となった。

さらに、2022年12月16日、政府は、安保3文書と呼ばれる「国家安全保障戦略」、「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」を改定し閣議決定した。同改定の中で、政府は「反撃能力」の保有を打ち出した。「反撃能力」とは、特定の条件下において「相手の領域において、我が国が有効な反撃を加えることを可能とするスタンドオフ防衛能力等を活用した自衛隊の能力」と定義されている。

これは、自衛隊が他国の領域において武力行使をすることが解禁されことを意味しており、自衛隊が憲法第9条第2項が保持を禁ずる戦力に該当することがさらに明白になったのである。

このような任務を遂行する「人的・物的手段の組織体」である自衛隊は、その人的手段である兵士＝自衛官もまた違憲の存在だということができる。

第6 違法性

1 プライバシー権の内容

(1) プライバシーの権利は、日本国憲法第13条に定める幸福追求権の具体的内容の一つとして位置づけられている。当初は、主に私人間における私生活上の事実の公開が不法行為にあたることの法的根拠として「私生活をみだりに公開され

ないという法的保障ないし権利」(東京地判昭和39年9月28日)などとして捉えられることが一般的であった。しかしながら、情報化社会の急速な伸展により、公権力や大組織が個人に関する情報を収集・保管・利用することを統制することが必要であるとの認識が高まり、現在、プライバシーの権利は、「自己に関する情報をコントロールする権利」として捉えられている。

本件名簿提供によって自衛隊に提供された募集対象者の個人4情報は、いずれも各募集対象者のプライバシー権に属するものである。

(2) プライバシー権に関するこれまでの最高裁判決

最高裁判所は、以下に述べる京都府学連事件や前科照会事件、指紋押なつ事件などで、「プライバシー侵害」という表現を用いずに実質的にその中身の一部を肯定する判断を行ってきた。しかしながら、早稲田大学江沢民講演会事件では、プライバシー侵害という表現を用いて、プライバシー権が法的保護の対象であることを認めている。

加えて、住基ネット事件においては、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を認めた上で、住基ネットについては、あくまで、法令等の根拠に基づいた正当な行政目的の範囲内で行われ、法令の根拠を逸脱もしくは正当な行政目的を超えて情報が第三者に開示・利用される具体的な危険が生じていないというもとで憲法第13条に反しないとしている。

ア 京都府学連事件

警察官がデモ行進に参加した参加者の容貌を撮影した事件において、最高裁は、憲法第13条が「国民の私生活上の自由」について、「国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定している」とした上で、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態を撮影されない自由を有する」と判示した(最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁)。

イ 前科照会事件

京都市中京区長が、京都弁護士会からの照会に応じて個人の前科について回答した事件について、最高裁は「前科等のある者もこれをみだりに公開されないという法律上の保護に値する利益を有する」として、「市区町村長が漫然と弁護士会の照会に応じ、犯罪の種類、軽重を問わず、前科等のすべてを報告することは、公権力の違法な行使に当たる」と判示した（最三小判昭和56年4月14日民集35巻3号620頁）。

ウ 指紋押なつ事件

外国人登録法に基づく指紋押なつの強制が争われた事件において、最高裁は「個人の私生活上の自由の一つとして、何人もみだりに指紋の押なつを強制されない自由を有する」として、「国家機関が正当な理由もなく指紋の押なつを強制することは、同（憲法第13—引用者注）条の趣旨に反して許され」ないと判示した（最三小判平成7年12月15日刑集49巻10号842頁）。

エ 早稲田大学江沢民講演会事件

私立大学が講演会参加者の学籍番号・氏名・住所・電話番号が記載された名簿について、本人の同意を得ずに警察に提供した事件について、最高裁は「このような個人情報（学籍番号・氏名・住所・電話番号の4情報—引用者注）についても、自己が欲しない他者にはみだりにこれを開示されたくないと考えすることは自然なことであり、そのことへの期待は保護されるべきものであるから、本件個人情報は、上告人らのプライバシーに係る情報として法的保護の対象となる」とした上で、大学の行為につき「上告人らのプライバシーを侵害するものとして不法行為を構成する」と判示した（最二小判平成15年9月12日民集57巻8号973頁）。

オ 住基ネット事件

住民基本台帳法に基づく本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、変更情報）を、住民基本台帳ネットワークシステムを用いて地方公共団体や国の機関等が共有することについて、自己情報コントロール権としての

プライバシー権を侵害するかどうかについて争われた事件について、最高裁は、憲法第13条に基づく「個人の私生活上の自由」の一つとして「何人も、個人に対する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と判示した。ただし、住基ネットで共有される本人確認情報について秘匿性の高いものとはいえないこと、法令等の根拠に基づき「住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている」こと、本人確認情報が外部に漏洩したり、法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して情報が第三者に開示・公表される具体的な危険が生じているということとはできないとして、憲法第13条に保障された上記の自由を侵害するものではないと判示した(最一小判平成20年3月6日民集62巻3号665頁)。

2 被告奈良市による個人情報提供の違法性

(1)こうしたプライバシー権を具体化する法令として、各地方公共団体において個人情報保護条例が制定され、奈良市においても、2002年に奈良市個人情報保護条例が施行された。

なお、2021年法改正により、それまで地方公共団体ごとに個人情報保護条例で定められていた保有個人データ等に関する規律は、個人情報保護法に一本化されることとなり、これに基づいて、2009年に改正された奈良市個人情報保護条例(平成21年12月20日条例第51号、以下、単に「奈良市個人情報保護条例」もしくは「本件条例」という。甲17)は2023年3月31日をもって廃止された。本件名簿提供は、上記奈良市個人情報保護条例廃止前に行われたものであるから、奈良市個人情報保護条例に照らして許されるかどうかが問題となる。

(2)本件条例は第2条(2)アにおいて、個人情報の定義を「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。第24条第1項、第47条第1項及び第60条において同じ。))に記載さ

れ、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号(行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。)第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。)を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)」と定めており、本件名簿提供によって、被告奈良市から自衛隊奈良地本に対して提供された、原告の氏名、出生の年月日、男女の別及び住所の各情報は、いずれも本件条例に定める個人情報に該当する。

本件条例は第8条第1項本文において、「実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供(以下「外部提供」という。)をしてはならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りでない。」と定め、外部提供の制限を定めている。

上記ただし書きにおいて定められた例外規定は、「(1)法令等に定めがあるとき。(2)本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。(3)出版、報道等により公にされているとき。(4)個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急やむを得ないと認められるとき。(5)国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は当該実施機関以外の市の機関に提供する場合であって、当該保有個人情報を提供することに相当の理由があり、かつ、当該保有個人情報の提供によって本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。(6)前各号に掲げる場合のほか、市民の福祉の向上又は公益上の必要があり、かつ、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。」である。

本件名簿提供について、被告奈良市は、後に述べるように、住民基本台帳法第11条第1項に基づくとしていることから、被告奈良市が自衛隊奈良地本と上記覚書を締結し、それに基づき同本部に対して原告を含む募集対象者の個人4

情報を紙媒体で提供したことが奈良市個人情報保護条例第8条第1項(1)の要件を満たしているかどうか問題となる。

- (3)そもそも、個人情報を目的外に第三者へ提供する行為は、基本的人権たる自己情報コントロール権の制約に繋がるものであるから、本人同意が大前提でなければならない、同意なく目的外に個人情報の収集・保有・利用・提供が可能となるには、まずもって法令に明確に定められていることが必須となる。また、重要な人権の制約を根拠づけるだけの高い公益性を目的としたものでなければならぬことも、言うまでもない。

この点、個人情報保護法でも、例外的に民間事業者が収集した個人情報を本人同意なく目的外に利用できる場合として同法第18条第3項で「法令に基づく場合」と定めるが、かかる「法令」の具体例として個人情報保護委員会作成に係る「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)平成28年11月」が挙げるのは、警察による捜査関係事項照会や裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合、税務署の所得税等に関する調査に対応する場合など、いずれも高い公益性のある場合に限られている。

したがって、本件において、奈良市個人情報保護条例第8条第1項(1)にいう「法令等」については、明確な法令の定めがあることを前提に、かつ高度な公益性に基づくものでなければならない。

- (4)被告奈良市は、2023年4月25日に開催された奈良市議会市民環境委員会において、住民基本台帳法第11条第1項に基づいて募集対象者の個人4情報を提供していると答弁した(甲18)。

しかし、同条項は、住民基本台帳の一部の写しの「閲覧」を定めた規定であり、同条項に基づいて募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することはできない。

なお、同法第12条の2において、国の機関が住民票の写し等の交付を請求することができる旨の規定があるが、これは請求対象者個人の住民票の写し等の

交付を求める規定であり、この規定によっても募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供することはできない。

- (5) 上述のとおり、被告国は、自衛隊法第97条第1項及び同法施行令第120条を根拠として募集対象者の個人4情報に関する資料の提出を市区町村長に対して求めることができるとし、この資料として住民基本台帳の一部の写しを用いても住民基本台帳法上特段の問題を生ずるものではないとする。

しかし、自衛隊法第97条第1項は、「都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務の一部を行う。」と定めるのみで、募集事務の具体的内容を定めていない。

そして、自衛隊法施行令第120条は、「防衛大臣は、自衛官又は自衛官候補生の募集に関し必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。」と定めているが、同条は第七章「雑則」において定められている。そして、第七章は第114条から始まるが、同条から第119条までは地方公共団体の募集事務(募集期間の告示、応募資格の調査及び受験票の交付、応募資格の調査の委嘱、試験期日及び試験場の告示等、広報宣伝)について定めている。第120条はこれらの規定を受けて定められているのであり、同条はこのような第114条乃至第119条に定められた地方公共団体の募集事務に関する報告や資料の提出について定めた規定だと解釈すべきである。同条に基づいて、自衛官及び自衛官候補生に志願もしていない募集対象者の個人4情報を根こそぎ収集することは許されるものではない。

また、自衛隊法第97条第1項は個人情報の取得に関して一切触れていないのであり、その下位規範である同法施行令第120条により広範な個人情報の取得が認められるという解釈は法の授權の限界を超えるものと言わなければならない。

さらに、そもそも自衛隊の募集事務は、単なる一省庁における利益に留まるものであり、高度な公益性を有するものとは決していえない。よって、憲法上保障

された人権の制約根拠となり得ない。

(6) 上述のとおり、被告奈良市は除外申請制度を導入しているが、以下に述べるとおり、これによっても被告奈良市の違法性は阻却されない。

ア 除外申請制度は例外要件を満たさない

上述のとおり、本件覚書締結及び本件名簿提供は、法令等に基づく場合とは言えず、また、本件においては、本人の同意も存在しない。この点について、奈良市は除外申請制度を定めているが、外部提供の例外要件はあくまで本人からの積極的な同意があることである。除外申請制度は、本人からの申請がなければ自衛隊に対して個人4情報を提供するというものであるから、その原則と例外とを逆転させるものであって、本件条例第8条第1項(2)の例外要件を満たすものではない。加えて、除外申請制度の告知もホームページへの掲載と2022年12月の広報誌(奈良しみんだより)への簡単な記事の掲載のみであって、募集対象者への通知も極めて不十分である。

イ 除外申請制度は思想良心の自由(憲法第19条)を侵害する

(ア) 自衛官は、前述したように、戦闘に従事する兵士(戦闘員)であり、「自らの命をかけて相手をせん滅(殺傷)する」ことを職務とし、その遂行のために日々訓練することになる。これは、国家が正当化する暴力の行使に自衛官が従事するということになる。

他方で、暴力の行使は、それが私的なものであれ(通常犯罪になる)、国家により正当化されるものであれ、そういうこと(他人を殺傷すること)に自分は関わらないと忌避し、あるいは強く拒否する国民は多い。

このような非暴力(Nonviolence)という個人の内心にかかわる価値観は、宗教観や思想、歴史観などに基づくものとして、あるいは素朴な人間感情から発露するものとして、国際的にも歴史的にも法律的にも広く認められている価値観である(良心的兵役拒否はその最も先鋭的な問題の現れといえる)。

以上のとおり、軍隊あるいは兵士という国家機関や公務員に対して、これらとは関わりを持ちたくない、自分や家族の情報を提供する必要はないと考える市民が、政治的立場や宗教の違いを超えて、少なくないことは容易に想像できる。

(イ) 自衛隊は違憲の疑いが強い国家機関であること

前述したとおり、現在の自衛隊は専守防衛を逸脱した実力部隊であり、憲法第9条第2項が保持を禁ずる「戦力」に該当する違憲の存在ないしは違憲の疑いの強い存在である。

また、近時は、自衛隊内における暴力や苛め、セクハラ、パワハラ、メンタル疾患、自殺などが多発し、公務職場であるにもかかわらず憲法の人権保障が空洞化しているとの厳しい批判がなされている。

従って、このような違憲ないし違憲の疑いのある自衛隊に関わるようなことはしたくないと考える市民も少なくない。

(ウ) 非暴力、反戦平和思想の涵養

もとより、我が国では、国内だけでも310万人もの命を奪った第二次世界大戦を深く反省し、戦争を忌避する思想が脈々と受け継がれているところ、未成年においても、戦争を経験した世代から直接に、又は映画やドラマ、演劇、図書などを通じて間接に、戦争の悲惨さ、恐ろしさ、醜さを何度も学習する機会が存在している。

そして、義務教育課程においても、「恒久平和主義」が憲法の基本原理の一つであることを学ぶとともに、修学旅行先に広島・長崎の原爆資料館や、沖縄の平和記念公園を見学し、場合によっては現地にて被爆者ら語り部の話を聞くなどして、非暴力を貫く反戦平和の大切さを深く心に刻み込む機会が数多くあるのである。

したがって、未成年が成長する過程において、非暴力・反戦平和の思想や価値観を涵養し、これらを自らの政治的信条とする市民へと成長を遂げる

市民が現に存在している。

(I) 自衛隊を忌避する市民の存在

さらに、市民の中には、一歩進んで積極的に自衛隊を忌避する態度を示す市民もまた、一定割合存在している。

この点で、2022年11月17日～12月25日にかけて、18歳以上の国民3,000人(有効回答1,602人)を対象に内閣府政府広報室が実施した「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」においても、「身近な人が自衛隊員になることについて」との問いに対し、29.5%もの国民が「反対」であるとする。つまり自分だけではなく、身近な人も自衛隊員になって欲しくないと考える国民が3割にも達している。そして、その理由の79.7%が、戦争などが起こった時は危険な仕事だからであると回答しているのである(甲19)。

以上のとおり、我が国では一定の割合の国民が、非暴力や反戦平和の価値観を有して自衛隊とは関わり合いを持たないと決めている現実がある。

(オ) 自衛隊の情報収集、監視活動の実態

他方で、その裏面として、自衛隊は自らを忌避する市民が存在することを認識しつつ、その市民をリスト化し、監視する行為に及んできた。

2002年には、海上自衛隊幕僚監部の情報公開室に勤務していた自衛官が、情報公開法に基づいて資料開示請求した141人分の個人リストを作成し、各個人を会社名・役職・所属グループ名などに分類し、かつ「市民オンブズマン」「反戦自衛官」などと記していた事件が発覚し、複数の裁判所で防衛庁(当時)が訴えられ、名誉棄損、プライバシー侵害を理由に賠償金の支払いと謝罪広告を求められた事件があった。

また、自衛隊の情報保全隊が2004年の自衛隊イラク派遣前後の時期に、41都道府県、289団体を対象にイラク派遣に反対する活動家などの調査を実施し、集会の会場で顔写真を撮影し、市民の居住先を確認していたほか、映画監督の山田洋次氏の新聞記事での発言、画家写真家の反戦活

動、朝日新聞記者の駐屯地での取材活動などを、「反自衛隊活動」として収集し、記録化していた事件があった。仙台高判2016年2月2日は、自衛隊の活動を違法と判断し、確定した。

以上のとおり、自衛隊は、自らの存立基盤を危うくしかねない存在として、「反自衛隊」思想を持った市民の思想調査を繰り返し、そうした市民をリスト化し、監視するといった明らかな憲法違反行為を繰り返してきたのである。

(カ) 除外申請制度による炙り出しの危険

今回被告奈良市は、除外申請制度を組み合わせた名簿提供行為を行っているが、名簿提供行為そのものが、上述のとおりプライバシー権の侵害で違憲、違法であるところ、さらに除外申請制度を組み合わせることで、自衛隊が常に関心を持ち続けてきた自衛隊を忌避する思想の持ち主を炙り出す結果となる。

つまり、除外申請制度であえて提供を回避した市民は、自衛隊に対する忌避的な感情を持つ市民として分類されることとなり、自衛隊はかかる市民をリスト化し、監視を始める蓋然性が高いと言える。

なお、自衛隊は、住民基本台帳第11条第1項で「法令で定める事務の遂行のために必要である場合」に写しを閲覧できるとされており、提供された名簿と、住民基本台帳の写しを照合すれば、除外申請制度を利用した市民の氏名、生年月日、性別、住所は容易に割り出すことが可能となる。

(キ) 小括

よって、被告奈良市が、除外申請制度を認めつつ、自衛隊に対して募集対象者の名簿を提供する行為は、非暴力の価値観や反戦平和の思想・信条を持って自衛隊を忌避する市民の住所氏名などを積極的に炙り出す効果を伴うものであるから、思想良心の自由(憲法第19条)の一つである「沈黙の自由」の侵害となり、違憲である。

ウ 小括

以上のとおり、除外申請制度は、本件条例第8条第1項(2)の例外要件を満たすものではないのみならず、思想良心の自由(憲法第19条)の一つである「沈黙の自由」を侵害する違憲な制度であって、除外申請制度によっても被告奈良市の違法性は阻却されない。

- (7)以上見てきたように、被告奈良市が自衛隊奈良地本に募集対象者の個人4情報を提供できる明確な法令は一切存在しない。よって、被告奈良市が自衛隊奈良地本と上記覚書を締結し、それに基づき同本部に対して原告を含む募集対象者の個人4情報を紙媒体で提供したことについては奈良市個人情報保護条例第8条第1項(1)の要件を満たしておらず、同条例に違反することは明らかである。そして、除外申請制度によっても、被告奈良市の違法性は阻却されない。

3 被告国による個人情報取得・保有・利用の違法性

- (1)行政機関の長等は、法令等に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない(個人情報保護法第69条第1項)。国の機関たる自衛隊の奈良地本が、被告奈良市と本件覚書を締結し、それに基づいて本件名簿提供を受けて、その名簿を利用して原告に募集案内の郵便はがきを発送したことが、同条項に違反するかどうかが問題となる。
- (2)この点、詳述したとおり、被告奈良市による個人情報の提供は違法であり、除外申請制度によってもその違法性は阻却されない。したがって、被告奈良市による違法な提供行為によって被告国が個人情報を取得したことも当然違法となるし、違法に取得した個人情報を保有すること自体違法となる。当然のことながら、違法に取得した個人情報を利用することも違法であり、許されない。
- (3)本件覚書(甲7)第1条には、「自衛官及び自衛官候補生の募集(以下、「本業務」という。)のため」とその目的が定められているが、上述のとおり、本件覚書の締結自体が違法である以上、「自衛官及び自衛官候補生の募集」は個人情報保護法第69条第1項に定める「利用目的」たり得ない。
- (4)したがって、自衛隊奈良地本が、被告奈良市と本件覚書を締結し、それに基づい

て本件名簿提供を受けて、その名簿を利用して原告に募集案内の郵便はがきを発送したことは、個人情報保護法第69条第1項に違反する。

4 被告奈良市と被告国の共同不法行為

以上の被告奈良市による違法な個人情報提供行為、及び被告国による違法な個人情報取得・保有・利用行為は一連一体のものであり、この被告奈良市と被告国の共同の不法行為によって原告に損害を加えたのであるから、被告奈良市と被告国は、連帯して原告の損害を賠償する責任を負う(民法第719条第1項)。

第7 権利侵害

上述したとおり、被告奈良市による本件名簿提供は、奈良市個人情報保護条例に違反する違法行為であり、また、被告国が本件名簿提供により原告の個人情報を取得して保有し、自衛隊員の募集事務に利用した行為は、個人情報保護法違反である。これら、被告奈良市及び被告国による行為は、奈良市個人情報保護条例及び個人情報保護法に定める公法上の義務に違反する違法行為である。

かかる被告奈良市及び被告国による違法行為によって、被告奈良市から被告国(自衛隊奈良地本)に対して提供された、原告の氏名、生年月日、性別及び住所の各情報については、日本国憲法第13条によって保障されたプライバシー権の対象となるものであり、人格権である自己情報コントロール権の保障が及ぶ法的保護に値する情報である。

被告奈良市の本件名簿提供、並びに、被告国による情報の取得、保有及び利用は、いずれも住民基本台帳法の根拠を逸脱し、正当な行政目的の範囲を超えて情報が第三者である被告国(自衛隊奈良地本)に開示され、そして現に、原告に対する自衛隊員の募集事務に利用されたのである。

情報提供の対象となった自衛隊については、上述したとおり、自衛隊はもとより日本国憲法第9条に違反しており、さらに、集団的自衛権の行使や他国の領域において実力行使をすることが解禁されるなど、日本国憲法第9条に違反することはますます

明らかとなっている。そして、自衛隊法は、自衛隊員に対し「自らの命を賭けて相手をせん滅（殺傷）する」という武力行使への服従義務を課している。日本国憲法第9条に反し、他国の領域において武力行使を行うことに服従しなければならない自衛隊に対して、原告の上記各情報が提供されたことは、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権の著しい侵害であると言わなければならない。

したがって、被告奈良市の本件名簿提供、並びに、被告国による情報の取得、保有及び利用は、いずれも、原告のプライバシー権・自己情報コントロール権を侵害するものであって、国家賠償法上の違法があり、原告に対する損害賠償が認められなければならない。

第8 損害

1 慰謝料

以上のような被告奈良市及び被告国の違憲・違法な行為によって、原告は、自分のあずかり知らないところで、自己の個人情報自衛隊という軍事組織に提供されたことにショックを受けるとともに大きな恐怖を感じた。原告が被った損害額は、100万円を下らない。

2 弁護士費用

原告は、被告奈良市や被告国の違法な行為を正すべく、弁護士に依頼して本件訴訟を提起することを決意した。被告らが負担すべき弁護士費用は10万円である。

第9 結語

よって、原告は、被告らに対し、連帯して、国家賠償法第1条第1項に基づき、金110万円及びこれに対する2023年1月30日から支払済みまで民法所定年3分の割合による遅延損害金の支払いを求める。

附 属 書 類

- | | |
|---------|-----|
| 1 訴状副本 | 2通 |
| 2 甲号証写し | 各2通 |
| 3 訴訟委任状 | 1通 |